

極海コードに関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, B 編, C 編, H 編, I 編及び PS 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
無線設備規則
登録規則細則
鋼船規則検査要領 A 編, B 編, C 編, W 編, D 編及び I 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領

改正事項

極海コードに関する事項

改正理由

近年, 極海（北極海域及び南極海域）の気温上昇に伴う海水の減少により, 極海の航路について国際的な関心が高まっていることから, IMO は 2009 年より極海を航行する船舶の安全確保及び極海の環境保護を目的とした極海コードの策定を検討してきた。

その結果, 2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において, 極海コード 1 部（安全要件）及びこれを強制化する SOLAS 条約の改正がそれぞれ決議 MSC.385(94)及び決議 MSC.386(94)として採択された。また, 2015 年 5 月に開催された第 68 回海洋環境保護委員会 (MEPC68) において, 極海コード 2 部（環境保護要件）及びこれを強制化する MARPOL 条約の改正がそれぞれ決議 MEPC.264(68)及び決議 MEPC.265(68)として採択された。

このため, 決議 MSC.385(94), MSC.386(94), MEPC.264(68)及び MEPC.265(68)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 極海航行船証書の船内保管及び当該証書の有効期間を規定した。
- (2) 極海を航行する船舶の船級符号への付記を規定した。
- (3) 極海域運航手順書に関する要件を規定した。
- (4) 極海を航行する船舶の船体, 機関及び設備に関する要件を規定した。
- (5) 極地氷海船に関する要件を鋼船規則 I 編附属書 1 に移設した。
- (6) 耐氷船に関する要件を鋼船規則 I 編 8 章に移設した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.5

鋼船規則 B 編 2.1.2, 2.1.6, 表 B3.1

鋼船規則 C 編 表 C1.1

鋼船規則 H 編 3.3.2

鋼船規則 I 編 1 章, 2 章, 3 章, 4 章, 5 章, 6 章, 7 章, 8 章, 附属書 1

鋼船規則 PS 編 3.4.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 1.1.2, 2.4.2, 表 3-4, 3.3.1, 9 編, 付録 I 1.3

安全設備規則 6 編

無線設備規則 5 章

登録規則細則 付録 1 様式 1A(J), 3A(J)

鋼船規則検査要領 A 編 A2.1.5

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3

鋼船規則検査要領 C 編 C31B.1.1, C31B.5.2

鋼船規則検査要領 W 編 W2.2.1

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.1.3-3.中 1.4.6, 附属書 D5.3.5 中 1.5.1

鋼船規則検査要領 I 編 I1, I2, I3, I6, I7, I8

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 3 編 3.3.1, 9 編

安全設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 6 編

無線設備規則検査要領 2.1.2